

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和1年度）

住 所 901-0143  
 沖縄県那覇市安次嶺377-2  
 事業者名 沖縄都市モノレール株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 美里 義雅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	現在施設及び車両については基準適合済み	-

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車イス乗降用固定スロープ設置	首里駅ホームドア更新に合わせて、車イス乗降用固定スロープを設置する	首里駅にスロープ設置済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>全駅ホーム及びコンコースに案内表示器を設置し列車到着時刻や行き先表示を行う。</li> <li>災害発生時の避難誘導表示を掲出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全駅に案内表示器設置済</li> <li>避難誘導表示をホームに掲示済</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1. 駅務員の介助技術向上 2. 障がい者当事者からの講演会受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>全駅務員対象に視覚障がい者への理解と介助方法の教育を実施する。</li> <li>車イス乗降装置を利用した乗降案内について、係員の操作技術及び案内能力の底上げを図る。</li> <li>管理駅助役を対象とした車いす利用旅客による講演会を実施し、講演内容から今後の介助技術向上に生かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全駅務員に視覚障がい者への理解及び介助技術教育を実施</li> <li>駅務員の車イス乗降装置操作教育を実施</li> <li>管理駅助役対象の講演会を実施</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>10月の運賃改定時に点字運賃表を更新し、現在位置を追加した構内見取り図やピクトによるバリアフリー設備も表記した。</li> <li>コンコース/ホーム間EVの保守点検等による当該駅乗降不可事例において、代替案内対応方を駅務員へ再度周知した。</li> </ul>
--

(3) その他

--

住 所 901-0143 沖縄県那覇市安次嶺377-2  
業 者 名 沖縄都市モノレール株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 美里 義雅

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置数	傾斜路の箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの有無	案内設置の有無	備置の無	障害者対応の有無	害型改札口の設置の有無	害型改札機の設置の有無	害型改札機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設置の有無
沖縄都市モノレール(株)		那覇空港	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 鏡水	14,008 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		赤嶺	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 赤嶺	4,841 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		小祿	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 田原	7,707 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		奥武山公園	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 奥武山	4,438 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		壺川	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 壺川	4,151 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール(株)		旭橋	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 泉崎	8,749 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール(株)		県庁前	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 久茂地	14,242 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		美栄橋	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 久茂地	6,394 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		牧志	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 牧志	6,918 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		安里	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 安里	4,684 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		おもろまち	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 真嘉比	11,586 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール(株)		古島	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 古島	5,143 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール(株)		市立病院前	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 首里末吉	1,897 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		儀保	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 首里儀保	2,973 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		首里	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 首里汀良	6,715 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
沖縄都市モノレール(株)		石嶺	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 那覇市 石嶺	2,045 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		経塚	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 浦添市 前田	1,293 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		浦添前田	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 浦添市 前田	1,088 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
沖縄都市モノレール(株)		てだこ浦西	駅 沖縄都市モノレール線	沖縄県 浦添市 前田	2,605 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
		(合計)									19 19 停留所	19 0 停留所	0 0 停留所	0 0 箇所	4 4 箇所	19 19 箇所	0 0 箇所	0 0 箇所	0 0 箇所	0 0 箇所	0 0 箇所	24 24 箇所	19 19 箇所

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（ 令和1年度）

住 所 901-0143  
 沖縄県那覇市安次嶺377-2  
 事業者名 沖縄都市モノレール株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 美里 義雅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第4号様式）

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和1年度）

住 所 901-0143  
 沖縄県那覇市安次嶺377-2  
 事業者名 沖縄都市モノレール株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 美里 義雅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
19編成(38両)	移動円滑化基準に適合済み。	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車イス乗降用固定スロープ設置	那覇空港駅～儀保駅(14駅)への固定スロープ設置 (2020～2023)	首里駅にスロープ設置

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両内での多言語表示	異常時に、運転士が車両内に向けてLED文字情報を多言語で提供可能とする。	実施済み

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両内での多言語表示	異常時に、運転士が車両内に向けて文字情報を発信する際、多言語表示も含めるよう、作業手順に組み込んで訓練する。	実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) その他

--

## II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	19 38 編成 (両)	19 38 編成 (両)	19 編成	0 編成	0 編成	19 編成	19 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	19 38 編成 (両)	19 38 編成 (両)	19 編成	0 編成	0 編成	19 編成	19 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。